

令和4年第11回 伊仙町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年11月14日（月）午前9：00～

2. 開催場所 中央公民館ホール

3. 出席委員（14人）

会 長	1 番	宮永 誠
副会長	2 番	義山 太志
	3 番	福山 宣太
	4 番	田中 秀樹
	5 番	稲村 英治
	6 番	藤島 正廣
	7 番	平山 純一郎
	8 番	富本 太地
	9 番	樺山 哲博
	10 番	實 穰二
	11 番	森 清弘
	12 番	基山 美奈子
	13 番	重原 明美
	14 番	政岡 廣子

推進委員（4名）

1 番	
2 番	幸山 真悟
3 番	徳 範文
4 番	實村 秀樹
5 番	徳山 実
6 番	

4. 欠席委員

欠席推進委員 1 番 琉 将士、6 番 重 翔太

5. 議事日程

第1 農地法第3条許可申請について（7件）

第2 現況証明願いについて（1件）

第3 農業経営基盤強化促進事業について（2件）

第4 農業経営基盤強化促進事業(農地中間管理事業)について（2件）

6. 農業委員会事務局員

事務局長 豊島 克仁

主事補 酒勺 英樹

会議の概要

事務局 おはようございます。定刻になりましたので只今から令和4年第11回伊仙町農業委員会総会を開催いたします。

はじめに会長のご挨拶をお願いいたします。

会長 皆さん、おはようございます。バレイショ等の植付けで皆さん、お忙しい中たいへんご出席いただきまして、ありがとうございます。まあいろいろ、農業を取り巻く状況は、ウクライナ問題に始まり、コロナそして円安ということで非常に厳しい環境になっています。今度ですね。国会で、補正ですね。農業関係で8千億余り計上されるということで、その中にはガソリン代の高騰、飼料の高騰全てひっくるめて予算化されていまして、その国会が通過すればですね。年明けにはまた我々農家にですね。何かしらの支援策が設けられるものだと思っておりますので、それまでにはなるんですが、ここを皆さんでどうにか乗り切っていかなければ日本の農業を支えていけるものだと思っておりますので期待して年内ですね。動向を見ていきたいと思えます。また、これから来月、製糖も始まるわけですが、本当に事故等をですね。いろんな講習会、ハーベスター等受けていきたいと思いますので事故、怪我が無いようにですね。本当に忙しい時期なんですが、慌ててですね。本当に注意して、また作業にあたられてほしいと思えます。簡単ではございますが、これで挨拶とさせていただきます。本日は、慎重な審議の方をお願いしまして、会議がスムーズに進むようお願いいたします。

事務局 宮永会長ありがとうございます。本日は農業委員14名中14名の委員が出席しており定数に達しましたので総会は成立いたします。また、推進委員6名中4名が出席されています。それでは、伊仙町農業委員会会議規則により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は宮永会長をお願いいたします。

議長 それでは、これより議事に入ります。まず、日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

伊仙町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが議長から指名させていただく事にご意義はございませんでしょうか。

【異議なし】

議長 それでは、議事録署名委員は、10番委員と13番委員にお願いします。なお本日の会議書記には事務局職員の豊島氏と酒勺氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議事録の説明の前に資料の訂正をお願いします。

えっとですね。農業経営基盤強化促進事業なんですが、9月の農業経営基盤強化促進事業の受付番号31号なんですが、こちらがですね。まだ3条申請が終えて無くてですね。所有者がまだ譲渡人の方に代わっていませんでしたので、こちらが取下げになりましたので、今月の農業経営基盤強化促進事業の受付番号を31号と32号に変更をお願いします。

今月の農地法第3条許可申請は、1議案7件です。

議案第1号について、受付番号93号から受付番号99号所有権移転に関する件です。受付番号93号については、譲受人は喜念在住で、譲渡人は大阪府在住です。申請農地は大字目手久の畑で面積は4,125㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号94号については、譲受人は面縄在住で、譲渡人も面縄在住です。申請農地は大字面縄の畑で面積は190㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号96号については、譲受人は古里在住で、譲渡人も古里在住です。申請農地は大字古里の畑で面積は2,964㎡となっています。申請事由といたしましては、贈与です。

次に受付番号97号については、譲受人は古里在住で、譲渡人は検福在住です。申請農地は大字検福の畑で面積は2,638㎡となっています。申請事由といたしましては、贈与です。

次に受付番号95号については、譲受人は阿三在住で、譲渡人は大阪府在住です。申請農地は大字阿三の畑で面積は1,242㎡となっています。申請事由と

いたしましては、経営拡張です。

次に受付番号98号については、譲受人は阿三在住で、譲渡人も阿三在住です。申請農地は大字阿三の畑で面積は12,886㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号99号については、譲受人は馬根在住で、譲渡人は群馬県在住です。申請農地は大字馬根の畑で面積は5,761㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

受付番号93号から99号は、別添にある調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議 長 それでは、只今の説明に関連して、受付番号93号の説明を担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

14番 おはようございます。農地法第3条許可申請93号について、ご説明いたします。先日、2番委員、2番推進委員と調査いたしました結果、農地法第3条2項各号に抵触いたしませんので、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。なお、畑の現状といたしましては、2筆が一枚になっていまして、全てがサトウキビを植えている状況です。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

2番 農地法3条許可申請93号について、ご説明いたします。只今、14番委員のご説明のとおりです。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号93号について、質疑に入りますがご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決します。受付番号93号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号93号は、原案のとおり決定しました。

次に受付番号94号の説明を担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

8 番 農地法第3条許可委申請94号について、ご説明いたします。先日、2番委員と共に調査した結果、農地法第3条2項各号に抵触いたしませんので、皆様方のご審議をよろしくお願ひいたします。現況としましては、ジャガイモを植え付ける準備をして、今から植え付ける予定でございます。

2 番 農地法3条許可申請94号について、只今、8番委員のご説明のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号94号について、質疑に入りますが、何かご意見等ございませぬか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決します。受付番号94号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号94号は、原案のとおり決定しました。
次に受付番号96、97号一括して、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

11番 農地法第3条許可申請96号、97号について、ご説明します。先日、6番委員と1番推進委員と共に調査した結果、農地法3条2項各号に抵触いたしませんので、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。なお現状といたしましては、96号については、バレイショ植付け準備で植付け予定とのことです。97号につきましては、サトウキビが植え付けられています。以上です。

6 番 96号、97号については、只今、11番委員からご説明のあったとおりであります。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号96、97号について、質疑に入りますが、何かご意見等ございませぬか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号96、97号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、96、97号は、原案のとおり決定しました。
次に受付番号95、98号一括して、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

3 番 農地法第3条許可申請95号、98号について、一括して説明いたします。先日、4番委員、3番推進委員と共に調査した結果、農地法第3条2項各号に抵触いたしませんので、皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。現況としましては、95号がタンカンとジャガイモを植えております。98号につきましてはサトウキビとローズです。

4 番 95号、98号は、只今、3番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号95、98号について、質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号95、98号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号95、98号は、原案のとおり決定しました。
次に受付番号99号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

5 番 農地法第3条許可申請受付番号99号について、説明いたします。先日、13番委員と6番推進委員と共に調査した結果、何ら問題無いと思われますので、皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。現状といたしましては、上の3筆が更

地にしてあり、あと牧草を植えるということです。340-1がサトウキビ、下の2筆がバレイショを植える予定ということです。よろしくお願いいたします。

13番 受付番号99号につきましては、只今、5番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございます。これより受付番号99号について、質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので、採決いたします。受付番号99号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、受付番号99号は、原案のとおり決定しました。
これで日程第2議案第1号農地法第3条許可申請についてを終了します。
次に、日程第3議案第2号現況証明願いについてを議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の現況証明願いについては、1議案1件です。議案2号について、受付番号7号は、お手元の資料のとおりで、公衆用道路から畑への地目変更です。こちらは、7月の総会時に3条申請で許可をもらった農地なのですが、その農地の中に県所有の公衆用道路が3筆入ってまして、それを町が譲渡したためにまた地目変更し、今度、7月に許可を受けた所有者へ譲渡する予定となっています。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 それでは、受付番号7号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

8番 現況証明願いについて、7号について。先日、2番委員と調査した結果した結果、何の問題も無いと思いますので皆様方のご審議をお願いします。

2番 現況証明7号について、ご説明いたします。只今、8番委員のご説明のとおりです。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、ありがとうございます。受付番号7号について、質疑を行います、何かご意見等ございませんか。

6 番 事務局、今の説明。もう1回してもらえ。

事務局 こちらはですね。7月の総会の3条申請で受付番号49号、その時に4筆、所有権移転をされているんですが、この4筆が今、現在、1筆の状態が使われてまして、その1筆の中に今回、現況証明願いにある3筆の公衆用道路が含まれてまして、それが県所有の公衆用道路となっていたんですが、現況は畑となっているので、県から町へ譲渡されまして、公衆用道路として使うこともできませんので今回、町から譲受人のところへ譲渡という形になります。

議 長 よろしいですか。他にございませんか。それでは無いようですので、採決いたします。受付番号7号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号7号は、申請書のとおり決定いたしました。これで日程第3議案第2号現況証明願いについてを終了します。次に日程第4議案第3号農業経営基盤強化促進事業についてを議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農業経営基盤強化促進事業については、1議案2件です。議案第3号について、受付番号31号から受付番号32号については、お手元の資料のとおりで賃貸借になります。こちらは2件とも再契約になります。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議 長 それでは、受付番号31、32号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

1 番 それでは私の方が担当ですので説明いたします。農業経営基盤強化促進事業31、32号一括して、ご説明いたします。先日、2番委員、2番推進委員と共に調査の結果、申請書のとおり何ら問題はございません。事務局からご説明がございましたが継続ということですので、よろしくをお願いいたします。また現況とい

たしましては、31も32号もバレイシヨを植え付ける予定になっております。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

2 番 農業経営基盤強化促進事業31号、32号は、只今、1番委員のご説明のとおりです。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 それでは受付番号31、32号について、質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号31、32号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号31、32号は、原案のとおり決定しました。これで日程第4議案第3号農業経営基盤強化促進事業についてを終了します。続きまして、日程第5議案第4号農業経営基盤強化促進事業（農地中間管理事業）についてを議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農業経営基盤強化促進事業（農地中間管理事業）については、1議案2件です。議案第4号について、受付番号6から7号については、お手元の資料のとおりで使用貸借になります。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議 長 それでは、受付番号6、7号一括して、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

11番 農業経営基盤強化促進事業第6号、7号について、ご説明いたします。先日、10番委員、5番推進委員と共に調査した結果、申請書のとおり何の問題もないと思われまして、6号の方が1反が牧草で5反がキビとなっております。7号の方は全て牧草となっております。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

10番 只今、11番委員のご説明のとおりです。皆様の審議よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、これより受付番号6号、7号について、質疑に入りますが、何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号6、7号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号6、7号は、原案のとおり決定しました。
これで日程第5議案第4号農業経営基盤強化促進事業（農地中間管理事業）についてを終了いたします。
これで議案の方は終了いたしました。その他に入りますが何かございませんか。よろしいですか。

3推委 農地法第3条の許可申請の件ですが、98、97譲受人がですね。譲受人からあったんですが、元々そこは、田んぼで土地改良されてるんですが、今、現状がキビやって、なかなか畑に入れない状況が続くと。それは何故かという。水が流れて、湿地帯が多くてできないというものだから。それを牧草に切り替えると。行政として、建設課か。再度、土地改良されたらどうかなど。

事務局 土壌改良事業か湧水処理の事業があると思うので。耕地課の方ですね。そちらで対応してもらうかですね。相談、1回された方が。

議 長 それでは、他にございませんか。よろしいですか。
それでは、これで総会を終了いたします。
どうもお疲れ様でした。